

「あっ!晴れ倶楽部」入会申込書

●下記個人情報の取り扱いと「会員規約」を承諾し、入会金・月会費を添えて申し込みます。

新規入会 継続 ※3ヶ月以上本倶楽部のご利用が無い場合は新規扱いとなります。

申込日

年 月 日

フリガナ			〒		
お名前			ご住所		
携帯/FAX	携帯	-	FAX	-	-
メール アドレス	PC	@	携帯	@	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月 日 満 才

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルゴルフ株式会社に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに
対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルゴルフ株式会社以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

個人情報の 取り扱い

- 【提供情報の内容】
- ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報
 - 国内、海外の旅行情報
 - ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
 - 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
 - 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
 - ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
 - その他リソルグループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 北武蔵カントリークラブ TEL.0495-72-5113 FAX.0495-72-5555

●当社の「個人情報保護方針」並びに「個人情報の取り扱い」の詳細については、ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください。

会社名:リソルゴルフ株式会社 北武蔵カントリークラブ事業所 電話番号:0495-72-5113

「あっ!晴れ倶楽部」会員規約

第1条 (名称・運営)

本組織は「あっ!晴れ倶楽部」と称します。あっ!晴れ倶楽部の運営主体は北武蔵カントリークラブ(以下「クラブ」)とします。

第2条 (目的)

北武蔵カントリークラブの各施設を、第3条に定める会員が相互利用することによって、健康増進及び豊かなリゾートライフの創造を図ると共に、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条 (会員)

- 本規約を承認の上で所定の入会手続きを行い、クラブが会員として認められた者で且つ月会費の払込を完了した個人を会員とします。
- 会員は、クラブが定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や、特別利用料金等の情報をクラブが定める方法で、受け取ることができます。

第4条 (月会費および入会金)

- 会員は、クラブの定める方法にて所定の月会費を支払わなければなりません。
- 新たに入会を希望する者は月会費に加えてクラブの定める入会金を納付しなければならない。
- 会員が会員資格を継続する場合は、継続の都度、毎月25日までに、翌月の月会費を納付することで更に一月間会員資格の延長ができるものとします。
- 継続を希望する方で3カ月以上の月会費の納入がなかった場合は、再度入会金を納付しなければならない。
- 一旦納付された入会金・月会費は、いかなる理由があっても返金されません。
- 月会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第5条 (会員資格有効期間)

会員の資格有効期間は、第4条に定める入会金・月会費を全額納付した日の翌月1日より月末までとします。尚、継続は一月毎となります。

第6条 (遵守事項)

- 会員は、以下の事項を遵守しなければなりません。
- クラブに届けている住所等に変更があった場合は、クラブの定めた方法で、速やかにクラブに届け出なければなりません。
 - 会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。
 - 会員は施設ならびに会員の権利を使用して営業行為をしてはなりません。

第7条 (退会)

- 会員はその申出により何時でも退会できます。
- 休会は認めません。
- 会員資格有効期間内の退会については、第4条5項に基づき入会金・月会費の返金はいたしません。

第8条 (解散)

- あっ!晴れ倶楽部は、クラブの都合により、解散することが出来ます。
- クラブは、前項の解散を決定した時、その期日を会員に通知するものとし、会員は解散について異議申し立ては出来ません。
- また、本条に基づいて解散する場合、第4条5項により月会費の返金はいたしません。

第9条 (会員資格の取り消し)

クラブは、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができる。

- 会員が死亡した場合。
- 会員が本規約及び施設の利用規約に違反した場合。
- 入会后、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員であると判明した場合。
- 暴力団及び類似団体の構成員・準構成員と同伴プレーをした場合。
- その他クラブが処分を必要と判断する行為があった場合。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合にその資格を失います。

- 資格の有効期間が満了したとき。
- 退会したとき。
- クラブから第9条の会員資格の取り消しを受けたとき。

第11条 (規約の改正等)

- クラブは、会員の事前承諾なく本規約の変更または追記及び月会費、施設やサービスの変更、追加及び廃止などの内容の改定ができる。
- 前項の内容については、クラブが自ら適当と判断する方法で会員にその旨を通知、またはクラブのホームページにて通知します。ただし、法令等により会員の同意が必要な場合は、個別に同意を得て有効になるものとします。

第12条 (施行)

本規約は平成30年1月1日より施行します。

以上